

「2022年度年末年始業務運行推進要綱に関する要求書」に対する回答

(JP労組)

要 求	回 答
<p>1 年末年始繁忙期における正常な業務運行の確保と、お客さまサービスの維持に向け、各種感染症への対策は極めて重要と考える。社員の健康と安全を最優先とした感染予防対策を講じた上で、職場においてクラスター等が発生した場合のコンチプランについて明らかにすること。</p>	<p>1 年末年始繁忙期は、社員の新型コロナウイルスやインフルエンザの感染防止対策を徹底し、社員の健康・安全を最優先に考えながら、業務運行確保に取り組みます。</p> <p>万が一、クラスター等が発生した場合は、支社作成のコンチプランに基づき、郵便局でのリスク対応指示及び郵便局規模別に応じた支社社員等による業務応援等を実施します。</p>
<p>2 近年の異常な気候変動により、局地的に激しい降雨、降雪が記録されるなど、業務運行への影響が懸念される状況にある。</p> <p>自然災害等により起こりうる「不測の事態」を想定した対応策を構築するとともに、そうした事態が発生した場合は社員の安全を最優先とし、適切な指示が速やかに伝わるよう万全を期すこと。</p>	<p>2 信越管内においても、豪雨・豪雪災害等甚大な自然災害が多発しており、社員の安全を最優先に確保する対策等を指示しているところです。</p> <p>自然災害等不測の事態発生時は、社員の安否確認・安全の確保を最優先とし、出勤・開局不能の判断等必要な措置を速やかに実施します。</p> <p>また、改めて緊急連絡体制を確認し、管理者不在時に不測の事態が発生した場合、社員と管理者が速やかに連絡を取り安全を確保できるよう備えます。</p> <p>特に、外務社員は配達中の指示も必要となることから、携帯端末機のメッセージ送信機能及び電話機能並びにDcatの位置情報を活用して、速やかに適切な指示が伝わるよう対応します。</p>
<p>3 今年度は送達日数繰下げ後初めての年末年始期であり、送達日数繰下げ後のオペレーションを考慮した年末年始業務運行が必要である。円滑に業務を推進するには「年末年始業務運行推進要綱」等を社員一人ひとりに理解・浸透させることが重要であることから、社員説明においては業務研究会を必ず開催し、各郵便局の方針や具体的な取り組み等について関係社員全員に対し、管理者自らが丁寧に説明を行うよう指導すること。</p> <p>また、必要に応じ旧集配センターマネ</p>	<p>3 年末年始繁忙期の業務運行を円滑に推進するためには、年末年始業務運行推進要綱及び各郵便局で作成する業務運行計画の内容を関係社員が理解しておくことが重要です。そのため、期日までに関係社員全員に対して業務研究会を開催し、管理者等から丁寧な説明を行うよう指導します。特に、年末年始繁忙期を初めて迎える新人社員に対しては、必要に応じて業務研究会の前後等にフォローを実施し、十分な理解・浸透を図ります。</p> <p>旧集配センターマネジメント統合局の</p>

要 求	回 答
<p>ジメント統合局の統合局長にも説明・情報共有を行うなど万全を期すこと。</p>	<p>局長に対しては、必要に応じて受持局管理者から年末年始業務運行推進要綱及び受持局で作成した業務運行計画の内容について説明し、情報共有を密にするよう指導します。</p>
<p>4 年末年始繁忙期は、インフルエンザやノロウイルスの流行期でもあり、新型コロナウイルス感染症とともに、感染リスクが高まることが懸念される。</p> <p>配達時や窓口対応時において、お客さまに安心していただけるよう、十分な感染防止策を講じるとともに、お客さまと対応する社員の心理的負担を軽減するための方策を示すこと。</p> <p>また、感染防止対策に必要な物品(マスク・消毒用アルコール等)について、不足することがないように職場と支社の連携強化をはかるとともに、陽性者や濃厚接触者の待機期間が緩和されていることを踏まえた支社としての扱いについて示すこと。</p>	<p>4 年末年始繁忙期は、新型コロナウイルスと併せ、インフルエンザ等の流行も予想され、感染リスクの高まりが懸念されます。この度、改めて、新型コロナウイルス感染防止対策や、発生時の対応、感染時等の待機期間等について、郵便局に示したところです。</p> <p>感染防止対策は、これまでどおり、検温の実施、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、定期的な換気・消毒等を実施するほか、透明ビニールシートの設置や、ロビーの床へのお客さまが並ぶ間隔の表示等、飛沫感染防止対策・3密状態回避対策も継続します。</p> <p>また、感染防止対策に必要な物品についても、不足が生じることのないよう、支社・郵便局で連携し、追加措置等、状況に応じて適切に対応します。</p>
<p>5 郵便局段階での意思疎通について、コミュニケーションルールに基づき、決められた期日までに、旧集配センターマネジメント統合局の所属部会を含めたすべての職場において、丁寧な対応を行うこと。</p>	<p>5 昨年度は単独マネジメント局及び旧集配センターマネジメント統合局所属部会のいずれにおいても決められた期日までに意思疎通を実施しました。</p> <p>今年度においても、全ての職場において期限内にコミュニケーションルールに基づく意思疎通を完了できるよう、早めに労使双方出席者の調整、事前窓口での意思疎通等を指導します。</p>
<p>6 旧集配センターマネジメント統合局においては、統合局長がマネジメントを実施することとなるが、今年度新たに統合した局もあることから、年繁期における統合局長の役割を明確にし、責任の所在を明らかにするとともに、マネジャーとしての意識醸成を行うこと。</p>	<p>6 年繁期においても、統合局長が平常期と同様に統合局のマネジメントを行います。受持局は、業務運行計画等の作成及び報告を行うとともに必要な支援を行います。また、統合局と受持局との打合せの中で、意見交換等により統合局長のマネジャーとしての意識を醸成することとしています。</p> <p>併せて、支社の統合局担当者が、新たに統合した局を中心に、統合局の業務運</p>

要 求	回 答
<p>7 郵便制度改正等により、昨年とは異なる物量の変動が想定されるが、1月1日から3日（遅くとも5日）までに休暇取得させるための具体的な方策を示すこと。</p> <p>また、土曜休配により混合担務で特定社員への偏りが懸念されることから、過度な連続勤務とならないように対策を講じること。</p>	<p>行体制等についてフォローを行います。</p> <p>7 年末年始の休暇付与については、要員配置計画で1月1日から3日（遅くとも5日）の間に1日以上休暇を付与できるよう計画を立てること及び一部の社員に連続勤務が偏らないよう郵便関係部長会議などを通じて指導します。</p> <p>また、郵便業務支援システムにより勤務指定段階での各局の付与計画や連続勤務状況を事前に確認し、付与できていない場合や過度な連続勤務となる場合は、個別指導を行います。</p>
<p>8 今年末繁忙期における時間外労働の縮減策を明らかにすること。</p> <p>また、過剰な超勤や廃休・買上げを行うような要員配置計画とならないよう指導を徹底すること。</p>	<p>8 各局における時間外労働状況について、労働関係調整役室において、郵便業務支援システムにより過多傾向の社員を把握し、その是正指導を行っているところです。</p> <p>年末年始繁忙期においても、各局の時間外労働状況を把握し、業務の見直しや平準化等の時間外労働縮減に向けた指導を継続します。</p> <p>また、早期に予測通個数を確認し、これに応じた配置計画を作成の上、勤務指定段階での必要な要員を配置し、最小限の超勤、廃休・買上げとするよう郵便関係部長会議などで指導を行います。</p>
<p>9 特別条項については安易に適用しないこと。また、やむを得ず適用を検討する場合については、職場労使委員会の窓口等で事前通知を徹底するよう指導すること。</p>	<p>9 特別条項の適用については、従来から「安易に適用するものではなく、管理者や他の社員が代わりに対応する等の最大限の努力を行った上で、真に必要な場合に限り適用する」ものであることを前提としており、適用する場合、支社への連絡、締結当事者への事前通知を指導しているところです。</p> <p>年末年始期に向け、改めて特別条項の趣旨、事前通知(1日の特別条項にあつては、夜間帯等の真にやむを得ない場合は事後速やかに)を徹底するよう指導します。</p>

要 求	回 答
<p>10 コストコントロールについて、各郵便局がコスト削減を優先するといった誤った運用を行わないよう注視し、その事実が確認された場合は、速やかに是正するよう指導すること。</p> <p>また、業務量を踏まえた必要労働力の確保も必要不可欠であることから、各職場における充足状況について明らかにするとともに、必要労働力が確保されていない職場については、安定した業務運行を確保するため、早期に要員を充足すること。</p>	<p>10 コストコントロールについては、誤った運用を行わないよう注視しており、正常なオペレーションを阻害する誤った運用の事実を確認した場合は、速やかに是正するよう指導します。</p> <p>各局においては、業務量に基づいた曜日別要員配置計画、曜日別の配置人員、休暇取得可能日数等の状況から期間雇用社員の補充を含む配置見直しを検討します。</p> <p>充足状況については、各局からの期間雇用社員の雇用申請並びに超勤、廃休・買上げ及び休暇取得等の状況により個局ごとに判断します。</p> <p>期間雇用社員の補充が必要と判断した場合は、早期に配置計画の修正及び募集を行わせます。</p>
<p>11 集配受託者の安定的な確保は、必要労働力確保の観点からも非常に重要であると考え。近年、計画に対し受託者が十分確保できていない状況が見受けられることから、受託者の確保・撤退防止に向けた具体策を明らかにすること。</p>	<p>11 受託者確保にあたっては、受託者等からの新規受託者の紹介などにより労働力確保を行います。</p> <p>また、委託物量や配達地域の要望を聞くなど受託者の要望を考慮する等撤退防止に努めます。</p>
<p>12 年賀はがき販売方針については、本部・本社間、地本・支社間で交渉整理した内容を随時確認するとともに、その浸透に向け郵便局への指導および現場管理者が適切なマネジメントを行うよう指導を徹底すること。</p> <p>また、郵便局において誤った推進管理が確認された場合は、速やかに是正させること。</p>	<p>12 年賀の販売方針では、適正営業・効率的な営業を大前提とした上で、年賀はがきのお知らせ活動をきっかけとした荷物やその他商品の通年でのご利用につなげるための大切な時期と位置づけています。</p> <p>したがって、第3四半期は年賀をきっかけとした荷物営業の活動を積極的に行います。</p> <p>年賀販売取組の推進にあたっては、行動管理の一環として活動量の進ちょくを図ることとし、例年どおり販売実績の推進管理は行いません。</p> <p>昨年に続き、指示文書のほか各種会議を通じてその浸透に向けた郵便局指導を行います。また、郵便局の推進管理手法については営業統括本部や支社担当社員の臨局時や各種会議時に把握して指導を行います。</p> <p>特に、今年は適正営業をさらに徹底さ</p>

要 求	回 答
<p>13 年末年始繁忙期の休配日における2パス年賀の交付日を早期に示すこと。 また、休配日に2パス年賀の交付が実施された場合、組立要員を増配置しなければならず、廃休や買上げによらない年末年始業務運行が困難となることから、その対応策を示すこと。</p>	<p>せるため、支社幹部から郵便局長ほか管理者に直接コンプライアンス研修を実施したところです。 万が一、社員個人の販売実績管理など販売方針にそぐわない推進管理を行っている情報を把握した際は、その郵便局に状況を確認した上で、是正に向けた必要な指導を行います。</p> <p>13 年末年始繁忙期の休配日における2パス年賀の交付日については、支社主導の下、2パス交付する集中局及び配達局と送達日数繰下げを踏まえた調整を行い、郵便局へ早期に示します。 交付日が休配日となる場合は、交付計画に基づき勤務指定（4週間）の期間内で事前調整を行います。不足する場合は最小限の廃休・買上げとするよう、郵便関係部長会議などで指導を行います。</p>
<p>14 適正な年末年始業務運行を行うための必要車両数および不足数を早期に示したうえで、確実に配備するための対応策を示すこと。 また、元旦等の業務に支障を来たさないよう万全を期すとともに、今年度予定されている集配用車両（二輪）の配備について、特別更改と更改旧車の時期および台数等を早急に明らかにすること。</p>	<p>14 昨年度の二輪車最大稼働数(元日)は、3,294両(前年度調査)となっており、二輪配備稼働可能数3,065両(新車除く)に対し、229両不足することが想定されます。 車両が不足する場合は、①特別更改予備車、②更改旧車(20セグ用)、③自局の30セグ用車両、④かんぽ生命へ譲渡した車両の順に、業務運行に必要な車両を確保します。 また、各局から50cc・110ccの車種調整の依頼があった場合は、都度行っています。 なお、今年度の各局の集配用車両(二輪)の新車配備数は192両となり、配備時期は10月から11月です。更改旧車の回収時期は未定ですが、年賀配達での活用後となります。</p>

要 求	回 答
<p>15 交通安全対策および安全衛生管理について、交通事故・労働災害の根絶および健康管理に向けた取組等を安全衛生委員会で審議した上で、最優先課題として取り組むこと。</p> <p>また、発着作業時におけるロールパレットの取り扱いや油圧リフト稼働時での労働災害が多発している。安全かつ的確な作業および自身を守るための装備品（ヘルメット・安全靴・軍手）の着用を遵守させること。</p>	<p>15 社員・お客さまの安全確保を最優先課題として、交通事故・労働災害の根絶及び健康管理に取り組みます。</p> <p>具体的には、安全衛生委員会でのリスクの共有・リスクアセスメントの確実な実施、安全対策協議会での取組事項の共有化と徹底により、更なる安全体制の強化に取り組みます。</p> <p>また、発着作業時の労働災害防止のため、安全な作業方法及びヘルメット等装備品の着用の目的を、改めて、社員へ丁寧に説明するとともに、社員を守るために必要な指導を行います。</p> <p>安全な作業方法について、具体的には、ロールパレットは転倒・足轢き防止のため車輪の軌道に注意して搬送する、油圧リフト稼働時に操作者以外（運送員等以外）は油圧リフトの周囲に立ち入らない、等の作業を徹底します。</p> <p>なお、年末繁忙期を「交通事故・労働災害事故防止強化期間」に設定し、平常期に増して、支社から定期的に情報発信して注意喚起するとともに、ドライブレコーダーやDcatの安全機器の活用等を通じ、安全意識・スキルの向上に取り組みます。</p>